

龍雲寺 檀信徒規約

(墓地使用に関する事項を含む)

第1章 檀信徒の在り方および基本的責務

第1条 (目的)

本規約は、宗教法人西湖山龍雲寺（以下「当山」という）の宗旨を尊重し、当山との仏縁を大切にしながら関わる檀信徒の在り方およびその責務、ならびに当山境内に設けられた墓地の使用に関する事項を定め、正しい供養の継続と寺院護持を図ることを目的とする。

第2条 (檀信徒の定義)

檀信徒（檀家）とは、個人ではなく家として、当山の宗旨・宗派を尊重し、葬儀・法要・供養を当山の僧侶を導師として行い、当山を支える意思をもって継続的に関わる家をいう。

第3条 (家としての檀信徒関係)

- 檀信徒は、特定の個人との契約ではなく、当山と家との間に結ばれる継続的な関係に基づくものとする。
- その家が継続する限り、檀信徒としての関係は原則として自動的に承継されるものとする。
- 代表者が代替わりした場合であっても、当山との檀信徒関係が当然に消滅するものではない。

第4条 (後継者への説明および承継の責任)

- 檀信徒としての務め、供養の在り方、当山との関係については、各家において次の代へ丁寧に伝え、理解を得るよう努めなければならない。
- 前項に関する説明および承継の責任は各家にあり、当山はこれを代行する義務を負わない。
- 代替わりを理由として、当山への相談や手続きを行うことなく、一方的に檀信徒関係を解消することはできない。

第5条 (檀信徒の基本姿勢)

檀信徒は、当山を単なる施設やサービスの提供先として捉えるのではなく、仏縁を結ぶ場として尊重し、供養の継続および寺院護持に主体的に努めるものとする。

第6条 (葬儀および供養の原則)

- 檀信徒の家に関わる葬儀およびその後の供養は、原則として当山の宗旨・作法に基づき、当山の僧侶を導師として行わなければならない。
- 住職の許可なく、当山以外で葬儀、法要その他これに準ずる宗教的行為を行った場合には、檀信徒としての義務に著しく違反したものとみなし、住職の判断により、檀信徒資格および墓地の使用権を失効させることがある。

第7条 (供養義務)

- 檀信徒の家は、原則として三十三回忌までの年忌法要を行う義務を負う。
- 供養の継続が難しくなった場合には、家の判断のみで中止せず、必ず当山に相談しなければならない。

第8条 (護持義務および護持会費)

- 檀信徒の家は、当山を支える立場として、寺院護持に努めなければならない。
- 檀信徒の家は、当山が定める護持会費を毎年納めなければならない。

第9条 (護持会費未納による資格失効)

護持会費を5年間納めず、かつ当山からの1年以上にわたる告知にもかかわらず未納の状態が継続した場合、檀信徒資格および墓地の使用権は、住職の判断により失効するものとする。

第2章 墓地使用に関する事項

第10条 (墓地の定義)

当山境内に設けられた墓地（以下「墓地」という）は、当山の宗旨に基づき、供養を継続して行うことを前提とした墓地である。

第11条 (墓地使用資格)

墓地を使用できるのは、当山の檀信徒として登録されている家に限る。

第12条 (使用目的)

墓地は、遺骨の埋葬および仏教的供養を目的とするものであり、供養を伴わない単なる埋葬のみを目的とした使用を認めない。

第13条 (使用開始)

墓地は、墓石建立の有無にかかわらず、使用承諾を受けた日から使用開始とする。

第14条 (承継者不在時の墓地返却)

- 墓地は、次に埋葬される承継者が存在することを前提として使用されるものである。
- 墓参を行う者が存在する場合であっても、将来において墓地に埋葬される承継者が存在しない状態となった場合には、当該墓地を継続して使用することはできない。
- 前項に該当する場合、当該家は、墓地を当山に返却し、墓じまいを行わなければならない。
- ただし、事情を考慮し、住職が特に必要と認めた場合には、期間・方法・条件を定めつつ、例外的に使用を認めることがある。
- 承継者不在の状態が見込まれる場合には、その時点に至る前に、必ず当山へ相談しなければならない。

第15条 (墓地使用上の遵守事項)

墓地の管理および使用については、当山が定める他の墓地管理規定に準じた考え方を基本とし、住職の指示に従わなければならない。

第16条（動物等の埋葬禁止）

墓地には、人の遺骨以外を埋葬してはならない。

犬・猫その他の動物、ならびにそれらの遺骨・遺灰等を埋葬することは、理由のいかんを問わず認めない。

第16条の2（墓地使用权の譲渡等の禁止）

墓地の使用权は、当山が承諾した檀信徒の家に限って認められるものであり、売買、譲渡、貸与、転貸、名義変更その他これに類する行為を、理由のいかんを問わず行ってはならない。

第16条の3（使用者・代表者の変更制限）

- 1 墓地の使用者または檀信徒の家の代表者を変更する場合には、事前に当山へ届け出を行い、住職の承諾を得なければならない。
- 2 住職の承諾なく変更が行われた場合、当該変更は無効とし、当山はその責任を負わない。
- 3 前各項に違反した場合、住職の判断により檀信徒資格および墓地使用权を失効させることがある。

第17条（墓参および清掃について）

- 1 檀信徒の家は、可能な範囲で墓参を行い、墓地を大切に守るよう努めるものとする。
- 2 やむを得ない事情により、墓参や清掃を行うことが難しい場合には、放置することなく、当山に申し出るものとする。
- 3 前項の場合、当山は、状況に応じて供養、管理または清掃等を代行することがある。

第18条（宗教行為の制限）

墓地内においては、当山が認めたものを除き、当山の宗旨および供養の在り方と異なる宗教的行為を行ってはならない。

第19条（天変地異等および墓石等の損傷に関する責任）

- 1 天変地異、強風、豪雨、倒木、落下物、経年劣化その他当山の責に帰さない事由により、墓地、墓石、台座、外柵その他墓地内に設置された構造物に損害、破損、傾斜等が生じた場合、当山はその修理、補修または損害賠償の責任を負わないものとする。
- 2 墓石、台座その他墓地内の構造物の設置後の維持管理および安全確保は、原則として当該檀信徒の家の責任において行うものとする。
- 3 前二項の場合であっても、当山は、状況に応じて安全確保のための助言、応急的対応または修繕に関する相談に応じることがある。
- 4 前項に基づく対応の有無および内容については、個別の事情を考慮したうえで、住職が判断するものとする。

第20条（墓じまい）

- 1 墓じまいを行う場合には、事前に当山へ相談し、住職の承諾を得なければならない。
- 2 墓石の撤去費用、基礎部分を含む撤去費用は、すべて当該家の負担とする。
- 3 墓地は、更地の状態で当山へ返還しなければならない。
- 4 やむを得ず更地での返還が困難な場合には、それに準ずる費用を当山に納めなければならない。

第21条（返金の不適用）

墓地に関して納入された墓地使用料その他の費用は、使用の有無にかかわらず返還しない。

第3章 離檀および運用

第22条（離檀）

- 1 檀信徒から離檀の申し出があった場合、墓地の使用状況、墓石の有無、遺骨の有無にかかわらず、当山は、これまでの供養および墓地管理への感謝の趣旨として、二十万円程度を目安に寄付をお願いする。
- 2 寄付金額については、各家の事情を考慮し、住職が個別に判断する。また、当山永代供養への変更の場合、原則寄付を求めない。
- 3 当山に一切の通知を行うことなく他所で葬儀等が行われ、その後に離檀となる場合には、通常の離檀とは性質を異にするものとして取り扱う。
- 4 前項の場合、供養対象者一名につき二十万円程度を目安として、当山への寄付をお願いする。
- 5 経済的事情その他を考慮し、住職の判断により減額または免除とすることがある。

第23条（契約解除）

檀信徒の家が当山の宗旨を尊重せず、供養義務または護持義務を著しく怠り、または本規約に違反した場合、住職は檀信徒資格および墓地使用权を解除することができる。

第24条（所有権）

墓地および境内地はすべて当山の所有とし、檀信徒の家は墓地の使用权のみを有する。

第25条（規約の周知および変更）

- 1 本規約は、当山公式ホームページへの掲載、書面の交付その他当山が適切と判断する方法により周知する。
- 2 本規約を変更する場合には、当山公式ホームページへの掲載等により通知する。

附則

本規約は、令和8年1月3日より施行する。